



災害時における段ボール製品の調達に関する協定について

平成 29 年 1 月 27 日（金）、東日本段ボール工業組合と「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」を締結いたしました。

千葉県内の自治体では、初めての協定締結となります。

1. 災害時に避難所の生活環境の整備を図ることを目的としています。

- (1) 本協定により調達可能な段ボール製簡易ベッドは、床面の寒さや埃の吸い込みの緩和、寝起きの容易化、エコノミークラス症候群の予防等の有効性があり、その他段ボール製品も避難所の生活環境の整備に有効です。
- (2) 東日本エリア 1 都 1 道 16 県 117 工場を管轄する段ボール工業組合であることから、首都直下地震により首都圏全域が被災地になっても、被災地外からの広域的な支援が見込めます。また、被害を受けていない最寄りの組合員から支援があることから、迅速な調達が行えることも見込んでおります。

2. 避難所の生活環境整備の取り組みと本協定締結の経緯

- (1) 現在本市では、避難所の生活環境整備の取り組みとして、更衣室・授乳室等に活用できる多目的テント 3 基、プライバシー保護のためのパーテーション 15 基、床面の寒さ緩和のためのクッションマット 32 枚（1m×2m）等を市立小中学校に配備しています。
- (2) 避難所の生活環境整備を進めるには、過去の災害において有用であった段ボール製簡易ベッドの配備及びパーテーション、マットの追加配備が必要であると考えていますが、備蓄スペース等の問題から配備できない状況です。
- (3) 備蓄によらず、災害時に段ボール製簡易ベッド等を避難所に配備するために、東日本段ボール工業組合と協議を行い、本協定を締結するに至りました。

3. 協定の内容

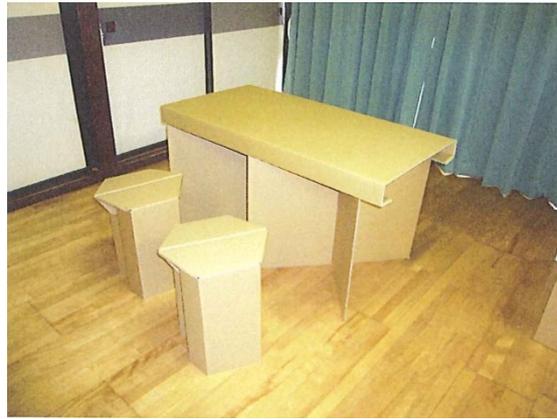
- (1) 市は、災害発生の際の避難所運営に必要な段ボール製品の供給について、東日本段ボール工業組合に協力要請ができます。
- (2) 東日本段ボール工業組合は、市から要請があったときは、市の最寄りの段ボール製品の供給可能な組合員を選定し、その同意を得て、市に連絡します。
- (3) 供給できる段ボール製品の種類は、簡易ベッド、シート、間仕切り、その他組合員取扱製品です。



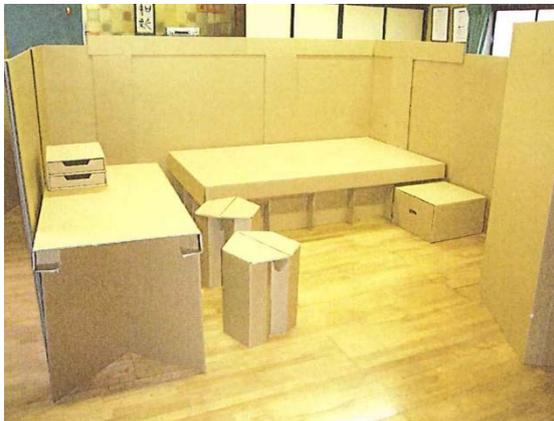
4. 供給される段ボール製品（一例）



段ボール製簡易ベッド



段ボール製イス・机



段ボール製品で作った生活スペース

5. 他自治体の協定締結状況（平成 29 年 1 月 27 日時点）

- (1) 都道府県：茨城県、埼玉県
- (2) 政令指定都市：仙台市、横浜市、相模原市
- (3) 市区町村：鎌倉市

【問い合わせ先】

総務部危機管理課 ☎047-366-7309